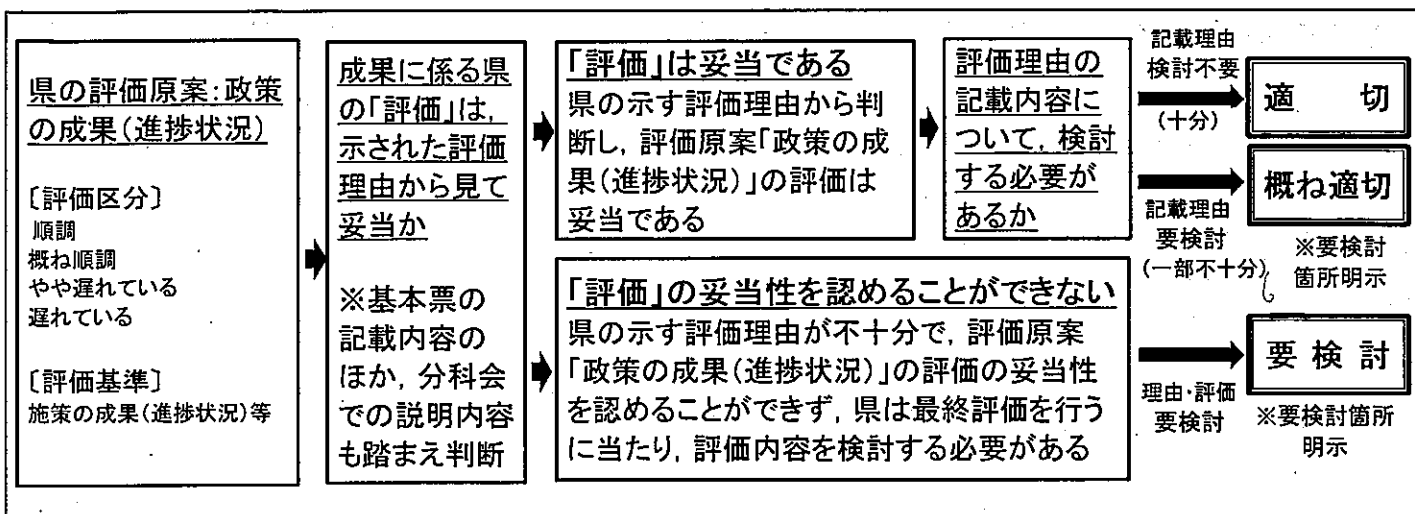


～政策評価・施策評価基本票（県の評価原案）について妥当性を判断～

●政策評価〔シート名：政策評価シート〕

項目	内容
政策の成果 (進捗状況)	<p>県の自己評価</p> <p>各施策の成果の状況等を総括して政策全体としての成果（進捗状況）を評価し、その評価の理由を示すものです。</p>
	<p>審議ポイント</p> <p>県の評価原案（順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている）は、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当であるか。</p> <p>→「適切」、「概ね適切」、「要検討」の3段階で判定し、判定理由を決定します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>適切：県の評価原案について、評価の理由が十分であり、「政策の成果（進捗状況）」の評価は妥当であると判断されるもの</p> <p>概ね適切：県の評価原案について、評価の理由に一部不十分な点が見られるものの、「政策の成果（進捗状況）」の評価は妥当であると判断されるもの</p> <p>要検討：県の評価原案について、評価の理由が不十分で、「政策の成果（進捗状況）」の評価の妥当性を認めることができず、県が最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断されるもの</p> </div>
政策を推進 する上での 課題等と 対応方針	<p>県の自己評価</p> <p>施策評価で把握した、施策が直面する課題等を総括した上で、政策を推進する上での課題等や改善が必要な事項等を検証し、その内容と次年度の対応方針を示すものです。</p>
	<p>審議ポイント</p> <p>県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」は、「政策の成果（進捗状況）」「施策の課題」等から見て妥当であるか。</p> <p>→妥当性を欠いており、県が最終評価を行うに当たり、内容を検討する必要があると判断される場合は、その旨の意見を付します。</p>

【参考】判定の流れ：県の評価原案「政策の成果（進捗状況）」の妥当性について判定



●施策評価〔シート名：施策評価シート〕

項目	内容	
施策の成果 (進捗状況)	県の自己評価	「i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果から見て, 施策に期待される成果を発現させることができたか(「目標とする宮城の姿」に近づいているか)」という視点で, 総合的に「施策の成果(進捗状況)」を評価し, その理由を示すものです。
	審議ポイント	<p>県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)は, 「評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果)」から見て妥当なものか。</p> <p>→「適切」, 「概ね適切」, 「要検討」の3段階で判定し, 判定理由を決定します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>適切：県の評価原案について, 評価の理由が十分であり, 「施策の成果(進捗状況)」の評価は妥当であると判断されるもの</p> <p>概ね適切：県の評価原案について, 評価の理由に一部不十分な点が見られるものの, 「施策の成果(進捗状況)」の評価は妥当であると判断されるもの</p> <p>要検討：県の評価原案について, 評価の理由が不十分で, 「施策の成果(進捗状況)」の評価の妥当性を認めることができず, 県が最終評価を行うに当たり, 評価内容を検討する必要があると判断されるもの</p> </div>
施策を推進する上での課題等と対応方針	県の自己評価	<p>①「事業構成について」は, 施策評価の結果から事業構成の方向性を検証し, その理由を示すものです。</p> <p>②「施策を推進する上での課題等」は, 施策が直面する課題や, 施策評価の過程で把握した改善が必要な事項等を検証し, その内容を示すものです。</p> <p>③「次年度の対応方針」は, 「事業構成について」, 「施策を推進する上での課題等」で整理した事項について対応方針を検討し, その内容を示すものです。</p>
	審議ポイント	<p>①県が示す「事業構成について—事業構成の方向性」(現在のまま継続, 見直しが必要)は, 「方向性の理由」から見て妥当なものか。</p> <p>②県が示す「施策を推進する上での課題等」は, 「施策の成果(進捗状況)」から見て妥当なものか(①「事業構成の方向性」に関する事項は除く)。</p> <p>③県が示す「次年度の対応方針」は, 「事業構成について—事業構成の方向性」, 「施策を推進する上での課題等」から見て妥当なものか。</p> <p>→妥当性を欠いており, 県が最終評価を行うに当たり, 内容を検討する必要があると判断される場合は, その旨の意見を付します。</p>

※「次年度の対応方針」の「次年度」は, 「評価実施年度の次年度(今回は, 平成22年度)」になります。

【参考】判定の流れ: 県の評価原案「施策の成果(進捗状況)」の評価の妥当性について判定

